

鎌倉市公告第 85 号

狂犬病予防法第6条第1項（同法第18条第1項）、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項）、及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項（同条例第12条第1項及び第16条第2項）の規定により次のとおり収容したので、飼養者は神奈川県動物保護センターに届け出て引取って下さい。

なお、定められた期日までに引きとらない場合には、規定により処分されます。

令和元年 5月 13日
(2019年)

神奈川県動物保護センター所長



- 1 収容日 令和元年 5月 9日 (2019年)
- 2 収容(引取)期限 令和元年 5月 14日 (2019年)
- 3 引渡場所 神奈川県動物保護センター
平塚市土屋401番地
電話 0463(58)3411

4 収容動物

番号	動物	種類	毛色	体格	性別	抑留した場所 収容	時間	首輪有無 無色
1	犬猫 (他)	ワサギ	白	大.中.小.幼	(牡)・牝	鎌倉市山内	14:40	有 (無)
2	犬猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
3	犬猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
4	犬猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
5	犬猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無

鎌倉市公告第 85 号

狂犬病予防法第6条第1項（同法第18条第1項）、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項）、及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項（同条例第12条第1項及び第16条第2項）の規定により次のとおり収容したので、飼養者は神奈川県動物保護センターに届け出て引取って下さい。

なお、定められた期日までに引きとらない場合には、規定により処分されます。

令和元年 5月 13日
(2019年)

鎌倉市長 松 尾



- 1 収容日 令和元年 5月 9日
(2019年)
- 2 収容(引取)期限 令和元年 5月 14日
(2019年)
- 3 引渡場所 神奈川県動物保護センター
平塚市土屋401番地
電話 0463(58)3411

4 収容動物

番号	動物	種類	毛色	体格	性別	抑留 収容した場所	時間	首輪 有無 色
1	犬猫 (他)	ウサギ	白	大. 中. 小. 幼	(牡)・牝	鎌倉市山1内	14:40	有 (無)
2	犬猫 他			大. 中. 小. 幼	牡・牝		:	有 無
3	犬猫 他			大. 中. 小. 幼	牡・牝		:	有 無
4	犬猫 他			大. 中. 小. 幼	牡・牝		:	有 無
5	犬猫 他			大. 中. 小. 幼	牡・牝		:	有 無